

自主認定細則

平成 14 年 2 月 1 日 制定
社団法人 日本消防放水器具工業会

(目的)

1. 目的

本自主認定細則は、(社)日本消防放水器具工業会(以下「工業会」という)が行う、自主認定の方法について定める。

2. 技術基準

自主認定は、次の基準により行うものとする。
日放工第五十六号(平成十四年二月一日)

3. 試験項目

試験項目は以下の通りとする。

構造及び機能	結合金具
	配管接続部
	接続口の間隔又は角度
	止水弁
	接続口のかん合・離脱力
材質	本体材質等
	防錆処理
	パッキン
最高使用圧力・試験圧力	
漏水試験	
曲げ試験	
負圧試験	
等価管長	
表示	

3.1 構造及び機能

3.1.1 結合金具

寸法検査及びゲージ検査とする。

3.1.2 配管接続部

1. J I S - B - 0 2 0 3 に規定する管用テーパねじはゲージ検査とする。
2. 管フランジは、対応する J I S 番号による寸法検査とする。
3. その他の接続方式にあつては、図面照合による寸法検査とする。

- 3.1.3 止水弁
止水弁の構造について、図面照合を行う。
- 3.1.4 保護キャップ
図面照合及び着脱検査とする。
- 3.1.5 接続口の間隔又は角度
ホース接続口のそれぞれに、適合する結合金具を同時に接続可能な事。
- 3.1.6 差込式接続口のかん合・離脱力
差込式の結合金具の差し口を使用して、双口各3回かん合力と離脱力の測定を行い、最大値とする。
- 3.2 材質
 - 3.2.1 本体及び主要部の材質
適合材質であるかを、ミルシート又は公的機関の発行する検査成績書で照合する。
 - 3.2.2 防錆処理
試料について、錆の発生する可能性のある部分の防錆処理が適切に処理されているかを検査する。
 - 3.2.3 パッキンの材質
適合材質であるかを、ミルシート又は公的機関の発行する検査成績書で照合する。
- 3.3 最高使用圧力及び試験圧力
耐圧試験は、ホース接続口に止水用のキャップを取り付け、止水弁を内蔵するものにあつては、開いた状態及び閉じた状態のそれぞれについて行うものとする。
- 3.4 漏水試験
漏水試験は、連続5分間で2.0MPaまで徐々に加圧し、0.2MPaから2.0MPaの圧力の範囲で、逆止弁を開いた状態及び閉じた状態のそれぞれについて、漏水しないものとする。

3.5 曲げ試験

採水口本体を垂直に固定し、一方のホース接続口に、図2に示す支持棒を取付け、その端部に曲げモーメントとなる荷重を1分間かけ試験を行う。双口にあつては、他の1つのホース接続口にも同様の試験を行うものとする。(逆止弁を開き、2.0MPaの水圧をかけた状態で試験する)

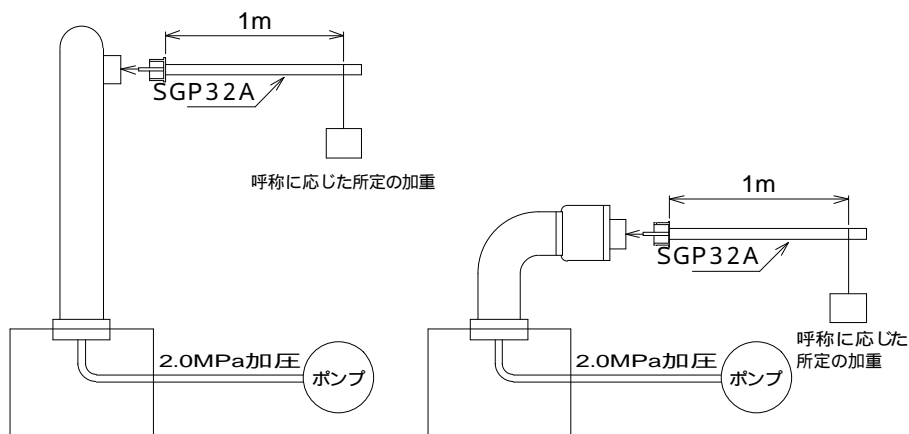


図2

3.6 負圧試験

止水弁を内蔵しない構造のものにあつては、配管接続口にキャップを取り付けて、ホース接続口より規定の負圧をかけた場合、異常を生じないものとする。

3.7 等価管長

等価管長試験は、次により行うものとする。

ア 図3の試験装置を用いて、以下に定められた流量となるとききの送水口の圧力損失を測定する。

イ 等価管長算出の計算式は次によること。

$$L = 8503 \times D^{4.87} \times P \div Q^{1.85} \text{ (m)}$$

L: 等価管長(m)

P: 差圧(MPa)

P=P1-P2

P1; 一次側圧力

P2; 二次側圧力

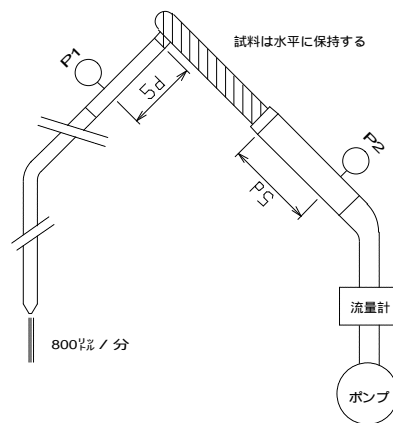
D: 管の実内径

Q: 流量(l/min.)

試験流量	
単口	800 l/min
双口	1,600 l/min

管の実内径		
100A	SGP	10.53(cm)
80A	SGP	8.07(cm)
65A	SGP	6.79(cm)

単口形



双口形

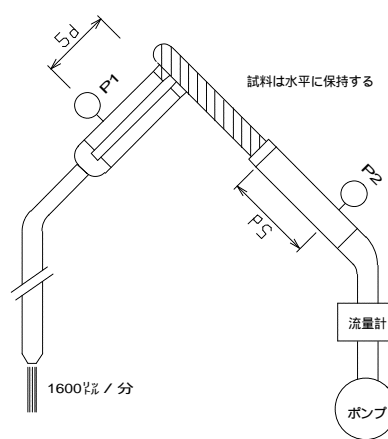


図 3

3.8 表示

指定表示事項について、適切に表示されているかを検査する。

4. 型式認定試験

型式認定試験は以下の手順で行う。

(1) 申請図書の確認審査

申請された型式認定図書について、認定専任理事により指示された検査員が審査を行う。

(2)立ち会い試験

検査員2名以上が、申請された受験場所に於いて立ち会い試験を実施する。

ア 受検設備の確認

受験場所は、試験を実施する為の十分な環境にあること。また、次の試験器具を備えなければならない。

- (1) 温湿度計
- (2) ノギス、キャリパーゲージ、内パス
- (3) 結合金具の規格省令又はJISの写し
- (4) 結合金具の専用ゲージ
- (5) 管用ねじ、管用フランジ等の専用ゲージ
- (6) ストップウォッチ
- (7) 耐圧試験装置（試験圧力の保持が可能なもの）
- (8) 曲げ試験装置（3.5の試験が可能な装置）
- (9) 等価管長試験装置（3.6の試験が可能な装置）
- (10) 負圧試験装置（3.6の試験が可能な装置）

工業会が認める試験結果又は公的機関の試験結果を使用する場合はこれにかえることができる。

イ 試料検査

各申請型式毎に各2台の試料について、以下の試験を実施する。

構造及び機能
材質
試験圧力
漏水試験
曲げ試験
負圧試験
等価管長
表示

立ち会い試験の結果は、認定委員会に報告され認定総則及び認定規定によって審査される。

5. 個別認定試験

個別認定試験は以下の手順で行う。

(1)申請図書の確認審査

申請された個別認定申請書について、認定専任理事が審査を行う。

(2)立ち会い試験

検査員2名以上が、申請された受験場所に於いて立ち会い試験を実施する。

ア 受検設備の確認

イ 認定証票の保管・受け払いの確認

ウ 個別認定履歴の確認

エ 試料検査

各申請型式毎に以下の抜き取り試料について試験を実施する。

実施する試験

構造及び機能
耐圧試験
漏水試験
表示

オ ロットの区分及び検査の厳しさ

- 1) 試験ロットは、同一試験日に受検する全ての送水口をまとめて1ロットとして取り扱い、検査のきびしさは当該受検場所でのきびしさとする。
- 2) 当該受検場所での初回の受検は、なみ検査を適用する。
- 3) なみ検査を、連続10回合格した場合は認定専任理事の判断により、ゆるい検査に移行する事が出来る。
- 4) ゆるい検査、なみ検査を適用している時に、ロットが不合格となった場合は、次回受検より検査の厳しさを1段きつにする。
- 5) きつい検査を、連続10回合格した場合は認定専任理事の判断により、なみ検査に移行する事が出来る。
- 6) 検査の厳しさに応じた、抜き取り数及び合否判定数は別表2に示す。

(3)試験結果の処理

- ア 前記ア～ウの項目に不備があった場合は、試験結果を保留とし認定委員会へ報告して、処理するものとする。
- イ 試料検査の結果は、別表1（検査項目の欠点）により欠点区分を判断し、別表2（欠点数による合否の判定表）により、立ち会い検査を実施した検査員の合議により判定する。
- ウ 申請された個別認定型式が合格と判断された場合は、合格個数分の適合証票を検査員より交付し、当該ロットに貼り付ける。
- エ 申請ロットが不合格となった場合は、次回個別認定申請時まで申請者は品質管理改善についての報告書（書式任意）を認定委員会に提出するものとする。

5.1 認定規定に基づき、個別認定試験の立ち会い省略となった場合は、以下の手順で個別認定を行う

(1) 適合証票の交付

認定専任理事は個別認定申請書を審査し、適正な申請と判断した時は適合証票を申請台数分事前交付する。

- (2) 申請者は交付された適合証票について、適合証票受け払い台帳に記載し個別認定合格まで保管する。
- (3) 個別認定の実施
申請者は個別認定日に、申請者による個別認定を実施し、試験結果を社内試験成績表に記録し、個別認定履歴表をあわせて、認定専任理事あて F A X にて送付する。
- (4) 可否の判定
認定専任理事は、送付された試験結果により可否を判定し、個別認定履歴表に可否を記入して申請者あて F A X にて通知する。
- (5) 申請された個別認定型式が合格と判断された場合は、申請者は合格個数分の適合証票を払い出し、当該ロットに貼り付ける。
- (6) 申請ロットが不合格となった場合は、申請者は適合証票を返納し、次回個別認定申請時まで、品質管理改善についての報告書（書式任意）を認定委員会に提出するものとする。

別表1 検査項目の欠点

項目	欠点	致命欠点	第1欠点 (AQL1.0)	第2欠点 (AQL4.0)	第3欠点 (AQL10.0)
構造及び機能		結合金具が結合出来ないもの 配管が接続出来ないもの 性能機能に影響する材質不良	通りゲージが通過しないもの 使用できるが、機能を損なうおそれのある寸法不良	止まりゲージが通過するもの 耐食性に支障のある防錆処理不良	保護キャップの寸法はずれの 性能に支障のない仕上げ不良等 機能に支障のない寸法不良
耐圧試験		破壊するもの かん合部から離脱するもの	使用上支障のない変形		使用上支障のない程度の漏水するもの
漏水試験			使用上支障のある漏水	滴下する程度の漏水	にじむ程度の漏水
負圧試験		負圧をかけられないもの 破壊するもの	使用上支障のある漏れ		使用上支障のない漏れ
表示			指定表示事項が表示してないもの	指定表示事項が読めないもの	指定表示事項が読みにくいもの

別表2 抜き取り数及び欠点数による合否の判定表

ロットの 大きさ	なみ検査						ゆるい検査						きつい検査								
	試料 数	AQL1.0		AQL4.0		AQL10		試料 数	AQL1.0		AQL4.0		AQL10		試料 数	AQL1.0		AQL4.0		AQL10	
		A _c	R _e	A _c	R _e	A _c	R _e		A _c	R _e	A _c	R _e	A _c	R _e		A _c	R _e	A _c	R _e		
1~8	2	↓		↓		↓	2	↓		↓		↓	2	↓		↓		↓		↓	
9~15	2	↓		↓		↓	2	↓		↓		↓	2	↓		↓		↓		↓	
16~25	3	↓		0	1	↓	2	↓		0	2	↓	3	↓		↓		↓		↓	
26~50	5	↓		↑		↓	2	↓		↑		↓	5	↓		↓		↓		↓	
51~90	5	↓		↑		1	2	2	↓			1	2	5	↓		0	1	↓	↓	
91~150	8	↓		↓		2	3	3	↓		↓	1	3	8	↓		↓		1	2	
151~280	13	0	1	1	2	3	4	5	0	1	1	2	2	4	13	↓		↓		2	3
281~500	20	↑		2	3	5	6	8	↑		1	3	2	5	20	0	1	1	2	3	4
501~1200	32	1	2	3	4	7	8	13	1	2	2	4	3	6	32	1	2	2	3	5	6

(J I S Z 9 0 1 5 通常検査水準 に準じる)

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日より実施する。